



2023年6月29日

## 各 位

会社名 株式会社アルマード  
代表者名 代表取締役社長 保科 史朗  
(コード番号: 4932、東証スタンダード)  
責任者名 取締役 蕨 博雅  
(TEL. 03-4334-1126)

## 譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記のとおり、自己株式の処分（以下「本自己株式処分」又は「処分」といいます。）を行うことについて決議いたしましたので、お知らせいたします。

### 1. 処分の概要

(1) 処 分 期 日	2023年7月28日
(2) 処分する株式の種類及び数	当社普通株式 8,829株
(3) 処 分 價 額	1株につき1,237円
(4) 処 分 総 額	10,921,473円
(5) 処 分 先 及 び その人数並びに 処分株式の数	当社の取締役（社外取締役を除く。） 2名 8,829株
(6) そ の 他	本自己株式処分については、金融商品取引法による有価証券届出書及び有価証券通知書は提出しておりません。

### 2. 処分の目的及び理由

当社は、2023年6月29日開催の第23回定時株主総会において、譲渡制限付株式報酬制度（以下「本制度」といいます。）に基づき、譲渡制限付株式取得の出資財産とするための報酬（以下「譲渡制限付株式報酬」といいます。）として、対象取締役に対して金銭債権を支給すること、その総額は、年額100,000千円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とすることにつきご承認をいただいております。また各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において定める事等につき、ご承認をいただいております。

なお、本制度の概要等につきましては、以下のとおりです。

#### 【本制度の概要等】

対象取締役は、本制度に基づき当社から支給された金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けることとなります。その1株当たりの払込金額は、各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。

また、本制度による当社の普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で譲渡制限付株式割当契約を締結するものとし、その内容としては、①対象取締役は、一定期間、譲渡制限付株式割当契約により割当てを受けた当社の普通株式について、第三者への譲渡、担保権の設定その他一切の処分を禁止するこ

と、②一定の事由が生じた場合には当社が当該普通株式を無償で取得することなどが含まれることいたします。

今回は、本制度の目的、当社の業況、各対象取締役の職責の範囲及び諸般の事情を勘案し、各対象取締役の更なるモチベーションの向上を目的といたしまして、金銭債権合計10,921,473円（以下「本金錢債権」といいます。）、普通株式8,829株を付与することといたしました。また、本制度の導入目的である株主価値の共有を実現するため、譲渡制限期間を約1年としております。

本自己株式処分においては、本制度に基づき、割当予定先である対象取締役2名が当社に対する本金錢債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式（以下「本割当株式」といいます。）について処分を受けることとなります。本自己株式処分において、当社と対象取締役との間で締結される譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）の概要は、下記3. のとおりです。

### 3. 本割当契約の概要

#### (1) 譲渡制限期間

2023年7月28日～2024年7月28日

#### (2) 譲渡制限の解除条件

対象取締役が、処分期日の直前の当社定時株主総会の日から2024年7月28日までの期間の間、継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、譲渡制限期間の満了時において、本割当株式の全部について、譲渡制限期間の満了時点で譲渡制限を解除する。

#### (3) 譲渡制限期間中に、対象取締役が退任又は退職（死亡による退任又は退職を含む。以下同じ。）した場合の取扱い

対象取締役が、譲渡制限期間中に当社又は当社子会社の役職員のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、理由の如何を問わず、当社は本割当株式の全部について当然に無償で取得する。

#### (4) 当社による無償取得

対象取締役が、譲渡制限期間中に法令違反行為を行った場合やその他本割当契約で定める一定の事由に該当した場合、当該時点において保有する本割当株式の全部を、当社は当然に無償で取得する。また、当社は、譲渡制限期間満了時点で、譲渡制限が解除されない本割当株式について、当然に無償で取得する。

#### (5) 組織再編等における取扱い

譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要しない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、取締役会の決議により、組織再編等効力発生日の前営業日の直前時をもって、当社は本割当株式の全部について、当然に無償で取得する。

#### (6) 株式の管理

本割当株式は、譲渡制限期間中の譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないよう、譲渡制限期間中は、対象取締役が野村證券株式会社に開設した専用口座で管理される。当社は、本割当株式に係る譲渡制限等の実効性を確保するために、各対象取締役が保有する本割当株式の口座の管理に関連して野村證券株式会社との間において契約を締結している。また、対象取締役は、当該口座の管理の内容につき同意するものとする。

### 4. 払込金額の算定根拠及びその具体的内容

割当予定先に対する本自己株式処分は、本制度に基づく当社の第24期事業年度の譲渡制限付株式報酬として支給された金銭債権を出資財産として行われるもので、処分価額につきましては、恣意性を排除した価額とするため、2023年6月28日（取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所スタンダード市場における当社の普通株式の終値である1,237円としております。これは、取締役会決議日直前の市場株価であり、合理的で、かつ特に有利な価額には該当しないものと考えております。

以上